

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和5年3月2日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

本件処分は著しく日本国憲法25条1項に違反している違憲処分であるため、取り消されるべきである。生活保護法における停止処分がそもそも憲法25条違反の違憲行為であると考えから、その取消しを求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 7月30日	諮問
令和6年10月11日	審議（第93回第4部会）
令和6年11月12日	審議（第94回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法60条1項は、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならないと規定している。

- (2) 法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」と規定している。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、保護受給中の者が、傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労（そのために必要な訓練等につくことを含む。）を可能とするに至ったときは、必要に応じて法27条による指導指示を行うこととし（第11・2・(1)・ア）、同条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、又は目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととし、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法62条により所定の手続を経たうえ当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととしている（同・(4)）。

- (3) 法62条1項は、被保護者は、保護の実施機関が法27条の規定により、被保護者に対し必要な指導又は指示をしたときはこれに従わなければならないとし、法62条3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条1項及び2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」とし、同条4項は、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとしている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号。以下「課長通知」という。）は、

保護の変更によることが適当でない場合は、保護を停止することとし、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行い、これによってもなお従わない場合には、法62条の規定により所定の手続を経た上、保護を廃止することとしている（第11・1・（答）・2）。

(4) 局長通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、処分庁は、請求人に対し、指示4及び指示4の2により指示を行い、各指示が履行されなかったことから、弁明機会通知3により弁明の機会を付与し、これに請求人が応じなかったことから、本件処分を行ったことが認められる。

被保護者が就労可能な場合、必要に応じて法27条による指導指示を行うこととされ、文書による指導指示に従わなかったときは、法62条により所定（弁明の機会の付与）の手続を経た上で当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととされている（1・(2)）ことからすれば、本件処分は法令等の定めに基づいてなされたものであると認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張し、法における停止処分はそもそも憲法25条違反の違憲行為であると述べる。

しかし、行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに基づいて処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法令に適合してなされた本件処分を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙 1 及び別紙 2 (略)